

# 発電事業及び小売電気事業を行う法人の事業税について

長野県/県税事務所（令和2年10月）

## 概要

令和2年度税制改正により電気供給業のうち発電事業（太陽光発電等の再生可能エネルギーによる発電・小売を含む）及び小売電気事業を行う法人については、資本金が1億円以下の場合には所得割（所得金課税）を、資本金が1億円超の場合には付加価値割及び資本割（外形標準課税）を一部組み入れることとなりました。

この改正は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。

## <発電又は小売電気事業に対する課税方式>

法人の種類	課税方式	
	従来方式	新方式 (令和2年4月1日以降開始事業年度)
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	収入割(1.0%) <sup>※1,2</sup>	収入割(0.75%) <sup>※3</sup> 付加価値割(0.37%) 資本割(0.15%)
上記以外の法人	収入割(1.0%) <sup>※1,2</sup>	収入割(0.75%) <sup>※3</sup> 所得割(1.85%)

※1 令和1年10月1日以降開始事業年度に適用される税率です。

※2 特別法人事業税が収入割に対して30%課されます。

※3 特別法人事業税が収入割に対して40%課されます。

## 申告書の様式

発電事業又は小売電気事業を行う場合は新しい申告書様式による申告が必要です。

- 確定申告書・・・(改正前)第6号様式 → (改正後) 図 第6号様式(その2)  
○予定申告書・・・(改正前)第6号の3様式 → (改正後) 図 第6号の3様式(その2)

また、発電又は小売電気事業と併せてその他の事業を行う場合においては、第6号様式別表5（所得金額に関する計算書）、別表9（欠損金額等及び災害損失金の控除明細書）、第10号様式（課税標準の分割に関する明細書）等の様式を事業区分ごとに作成してください。（下図のように該当する事業区分に丸印をつけます。）

法第72条の2第1項 第1号  
第2号  
第3号 に掲げる事業

※ 第1号・・・下記以外の事業（所得課税事業）

第2号・・・送電事業・特定送配電事業、ガス供給業（導管）、保険業

第3号・・・発電又は小売電気事業

裏面もご覧ください

## Q&A

**Q1** 小売電気事業や発電事業とはどのようなものですか。

**A1** 小売電気事業・・・電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業又は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業をいいます。

発電事業・・・電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業又は、自らが維持し運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業をいいます。

(地方税法第72条の2①三、施行規則第3条の14①)

**Q2** 従来から発電事業とその他の事業(所得金課税事業)を併せて行っており、それぞれの事業を区分して収入割と所得割を申告しています。どのように申告すればよいですか。

**A2** これまで同様、発電事業とその他の事業とを区分して申告してください。発電事業(収入金額等課税事業)に係る収入割、所得割及びその他の事業(所得等課税事業)に係る所得割の課税標準を個別に計算したうえで、それぞれの事業に定められた税率を乗じ、その合算額を事業税として申告します。

なお、収入金額等課税事業又は所得等課税事業の所得計算上生じたそれぞれの欠損金は翌期以降のそれぞれの所得に限って控除することに注意してください。

**Q3** 令和2年3月31日以前開始事業年度に生じていた小売電気事業や発電事業に係る繰越欠損金を使用することはできないのですか。

**A3** 令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度(以下「最初事業年度」といいます。)開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、新方式により当該事業に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の前日10年以内に開始する各事業年度において、当該事業に係る所得を法人税の課税標準となる所得の計算の例により算定していたものとみなされます。(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第6条第2項)

したがって本改正以前の当該事業に係る繰越欠損金を控除することが可能ですが、過去事業年度における発電又は小売電気事業の繰越欠損金の計算の根拠となる資料を添付していただくようお願いいたします。

その他電気供給業を行う場合の申告の方法の詳細につきましては電気供給業を行う場合の申告方法についての詳細は長野県公式ホームページ

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/hojinjigyo.html>)

に掲載しております手引き「電気供給業を行う法人の法人事業税について」をご覧ください。

<問い合わせ先>

長野県総務部税務課

電話 026-235-7049(直通)

電子メール zeimu@pref.nagano.lg.jp